

# 容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（案）の概要

環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省

## 前文

使用済ペットボトルを始めとする分別収集された容器包装廃棄物に係る海外への輸出により、国内における再商品化の安定的な実施に支障を生ずるおそれがあることについて記述。

関係者の適切な役割分担と相互の密接な連携の下、

- ・ 消費者のライフスタイルや事業者の事業活動の持続可能な形態への転換を加速する必要があること
- ・ 循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則に基づき、容器包装廃棄物の発生抑制や容器包装の再使用による容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等を図る必要があること

を追加。

## 1. 容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等の基本的方向

容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等の推進に当たっては、循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則に基づき、関係者の取組を一層効率的に推進することにより当該取組に要する費用を可能な限り抑制するとともに、関係するすべての主体が相互に連携協力することが必要であることを追加。

## 2. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

### (1) 国の取組

容器包装廃棄物の排出の状況に関する調査を実施するとともに、容器包装廃棄物排出抑制推進員を通じて消費者等に対する普及啓発を講ずることを追加。

### (2) 地方公共団体の取組

市町村は、地域における容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項を市町村分別収集計画に定めるとともに、これを公表することを追加。

### (3) 事業者の取組

容器包装廃棄物の排出のできる限りの抑制を図るために、事業活動に係る商品の購入等に当たっては、薄肉化又は軽量化された容器包装を用いている商品、簡易包装化がなされている商品、詰め替え可能な商品、リターナブル容器を用いている商品等を選択し、消費者の排出の抑制を促進する必要があることを追加。

容器包装の使用量が多く、かつ代替手段の活用等による容器包装の使用削減の余地

が大きい小売業に属する事業を行うものは、容器包装の使用の合理化を図るための目標を定めること、容器包装の有償提供等による消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進、薄肉化された容器包装を使用すること等による自らの容器包装の過剰な使用の抑制等を実施することが必要であること

#### (4) 消費者の取組

国、地方公共団体及び民間団体等による容器包装廃棄物の排出の抑制に関する普及啓発や公共施設におけるリターナブル容器の使用促進等の取組に積極的に参加、協力することにより、容器包装廃棄物の排出の抑制に関して正しい知識を得、意識の向上を図るとともに、公表された市町村分別収集計画に規定される地域における容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策が効果を生ずるよう必要な協力をするよう努めることが重要であることを追加。

#### (5) 各主体の連携協力による取組の進展

容器包装廃棄物の排出の抑制に当たっては、国、地方公共団体、事業者、消費者、民間団体等のすべての主体がそれぞれの立場で積極的な取組を果たすとともに、相互に密接な連携協力の下で、取組の環を家庭、学校、地域社会等に広げていくことにより、容器包装廃棄物の排出の抑制の一層の進展を図ることが重要であることを追加。

### 3. 容器包装廃棄物の分別収集に積極的に取り組むべき地域に関する事項及び容器包装廃棄物の分別収集の促進のための方策に関する事項

#### (1) 市町村の取組

分別収集の質の向上を図り、容器包装廃棄物の分別収集に係る費用の透明化を押し進めるとともに、その処理の効率化に可能な限り努める必要があることを追加。  
市町村は、住民に対して分別や洗浄の徹底について周知を行い、洗浄されていない容器包装廃棄物や、容器包装以外の物が付着し、又は混入した容器包装廃棄物については収集を見合わせる等の措置を図ることが必要であることを追加。

#### (2) 消費者の取組

分別排出の責務に関して、分別や洗浄を徹底し、洗浄が困難なものについては分別収集の対象から適切に除去する必要があることを追加。

#### (3) 事業者の取組

分別収集がより容易な容器包装の製造・利用についての検討が必要であることを追加。  
多様な回収ルート確保による分別収集等の促進及び住民の意識向上への効果が期待される店頭回収の促進が図られることが望ましいことを追加。

#### (4) 国の取組

多様な回収ルートが確保されるよう、店頭回収や集団回収を促進する必要があること、先進的な分別収集を行う市町村の事例について広く情報提供する必要があることを追加。

#### 4．分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項（新規）

市町村は、

- ・ 容器包装廃棄物を分別収集するときは、自ら策定した分別収集計画に従い、再商品化施設の施設能力を勘案して、指定法人等に分別基準適合物を円滑に引き渡すことが必要であること
- ・ 分別収集された容器包装廃棄物について、指定法人等に引き渡されない場合、市町村は、再商品化施設の施設能力を勘案するとともに、それが環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認し、住民への情報提供に努める必要があること

を記述。

国は、分別収集された容器包装廃棄物がどのように処理されているかについて、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理を促進するための情報提供その他の措置を講じることを記述。

#### 5．分別基準適合物の再商品化等の促進のための方策に関する事項

プラスチック製容器包装の再商品化の例として「固形燃料等の燃料」を追加。

プラスチック製容器包装の再商品化に当たっては、まず、プラスチック原料、プラスチック製品、高炉で用いる還元剤、コークス炉で用いる原料炭の代替物、炭化水素油、ガス等の製品の原材料としての利用を行い、それによっては円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用すること、及び、当該燃料の利用に当たっては、環境保全対策等に万全を期しつつ、特に高度なエネルギー利用を図ることを追加。

国は、事業者による分別基準適合物の適正な再商品化を促進するため、必要な情報の提供、広報活動等に努める必要があることを追加。

市町村による分別収集の質の向上等を通じて、再商品化に要する費用の低減及び再商品化により得られた物の質の向上を図る必要があることを追加。

#### 6．円滑かつ効率的な容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化のために必要とされる調整に関する事項

市町村は、再商品化の円滑な実施を図るため、分別収集計画に規定する容器包装廃棄物の分別収集見込量の算定に当たっては、当該市町村の区域における経済社会情勢等を的確に把握し、分別収集見込量が実績量に限りなく近づくよう努めること、また、国においては、市町村に対し計画策定に当たっての必要な情報を提供することを追加。

7 . 環境の保全に資するものとしての容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

国、地方公共団体、事業者や消費者といった各主体の連携の下で、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化等の促進に関する普及・啓発のための取組を実施することを追加。

8 . その他容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する重要事項

国が、L C A手法を活用した再商品化手法等に関する技術的な評価・検討を実施することを追加。